

図書館 情報局

田沢湖図書館 ☎ 43-1307

9休 3日(月)、10日(月)、17日(祝)、18日(振替休館日)、22日(祝)、24日(月) ※23日は「生保内節全国大会」の審査会場となるため臨時休館します。ご理解とご協力をお願いします。

学習資料館 ☎ 43-3333

9休 3日(月)、10日(月)、17日(祝)、18日(振替休館日)、22日(祝)、24日(月)、30日(月末整理休館)

イベント交流館(新潮社記念文学館) ☎ 43-3333

9休 3日(月)、4日～6日(展示替休館日)、10日(月)、11日～15日(展示替休館日)

学習資料館

新潮社から寄贈された図書を紹介します

「明治天皇大喪儀写真」橋爪紳也／「スウィング・ジャパン」秋尾沙戸子／「歌に私は泣くだらう」永田和宏／「ぼくの住まい論」内田樹／「関東大震災と鉄道」内田宗治／「精子提供」歌代幸子／「運慶」山本勉・みうらじゅん・ヤノベケンジ・橋本麻里／「気になるガウディ」磯崎新／「江戸の天才数学者」鳴海風／「残穢」小野不由美／「かくも水深き不在」竹本健治／「転がる空に雨は降らない」小野寺史宜／「父と息子のフィルム・クラブ」デヴィッド・ギルモア／「雲の都 第四部 幸福の森」加賀乙彦／「雲の都 第五部 鎮魂の海」加賀乙彦／「浄瑠璃を読もう」橋本治／「その日東京駅五時二十五分発」西川美和／「ひらいて」綿矢りさ／「祈りの作法」玄侑宗久／「日本鉄道旅行地図帳 増結 乗りつぶしノート 第2列車」今尾恵介／「振袖日和 2014」／「PERPETUAL spirit Special Edition by SINRA」エンジン編集部

●新潮社文庫新刊も多数寄贈されています。
このほか、たくさんの新着図書が入ってきています。



田沢湖図書館

高校生が職場体験で本の修理！

8月1日から3日まで、角館高校の2年生が図書館で職場体験を行いました。

カウンター業務や図書整理など基本の仕事もこなしましたが、120%の力を発揮してくれたのが「本の修理」でした。ぼろぼろで泣いていた絵本や児童書がきれいになってもう一度本棚に戻ることができました。



【9月初秋のおすすめ本コーナー】

夏に疲れた心やからだ、秋に向かってリフレッシュ。
おいしく、きれいに「女子力アップ!!」そんな本をご紹介します。



国民年金だよ



国民年金保険料の 後納制度が始まります

国民年金だよ

国民年金保険料の後納とは

「年金確保支援法」によって、2年を経過して納付できなくなった国民年金の保険料を納付することができず、これを保険料の後納制度といいます。

この保険料の後納制度によって納付できる保険料は、過去10年以内に納め忘れがある国民年金の保険料です。国民年金保険料は、2年前までしかさかのぼって納めることができませんが、後納制度によって、この2年を超え10年前までの納め忘れの保険料を納付できます。

保険料の後納は、平成24年10月から平成27年9月までの3年間行われるものです。

後納制度を利用できる人

保険料の後納制度を利用できる人は、次のような人たちです。

▼20歳以上60歳未満の人で、過去10年以内に納め忘れの期間や未加入期間がある人。

▼60歳以上65歳未満の人で、過去10年以内に納め忘れの期間や未加入期間、さらには任意加入期間中に納め忘れの期間がある人。

▼65歳以上の人で、年金の受給資格がなく、任意加入をしている人など。

なお、この後納制度は、現在老齢基礎年金を受給している人は対象となりません。

後納保険料の額

後納制度によって納めることができる保険料(後納保険料)の額は、納付しなければならな

かった当時の保険料額に一定額が加算された額となります。

平成24年度中(平成24年10月1日から平成25年3月31日まで)に納めることができる後納保険料の額は次のようになっています(月額)。

- ・平成14年度分1万4940円
- ・平成15年度分1万4720円
- ・平成16年度分1万4510円
- ・平成17年度分1万4560円
- ・平成18年度分1万4610円
- ・平成19年度分1万4640円
- ・平成20年度分1万4760円
- ・平成21年度分1万4840円

なお、保険料の後納制度は、平成24年10月1日から実施されますので、さかのぼって納められる平成14年度分の保険料といのは、平成14年10月分までとなります。したがって、平成24年11月になると、平成14年11

分の保険料までしか後納できません。

このように、後納制度によって納められる保険料は10年前までとなっていますので、保険料の後納が実施される平成24年10月から平成27年9月までの3年間の期間中でも、さかのぼって納められる保険料は毎月変わるようになります。

後納できる保険料の順序等

後納できる保険料には順序があり、過去10年前までの保険料のうち最も古い分の保険料から納めることになります。

また、一部免除期間のうち免除されない部分が未納となっている期間についても、この保険料の後納ができます。

国民年金